

論文の内容の要旨

論文題目 犯罪被害者の司法参加と量刑

氏名 佐伯昌彦

本論文は、犯罪被害者の刑事裁判への参加が量刑判断に及ぼす影響の有無について実証的な観点から検討を加えたものである。まず、「はじめに」において、刑事司法過程における被害者の位置づけの変遷を概観した。被害者保護の文脈では、まず、その犯罪被害に対する補償の問題について関心が向けられた。その後、刑事司法過程における被害者への配慮が問題となり、さらに近年では、被害者が刑事司法過程に参加する局面について議論がなされるようになってきた。この被害者の刑事司法過程への参加、とりわけ刑事裁判への参加については、補償や配慮の問題とは異なり、被疑者・被告人の権利との関係など、その是非について盛んに論じられている。本論文は、被害者の刑事裁判への参加の当否を論じるにあたっては、被害者の刑事裁判への参加が具体的にどのような影響をもたらすものであるのかを明らかにし、それを踏まえた規範的議論がなされるべきであるとの立場に立ち、そのような観点から、被害者の刑事裁判への参加が、量刑との関係でどのような影響をもたらすのかを実証的に明らかにすることを主たる研究課題として据えている。

本書は3部構成であり、第1部（第1章から第5章）では、議論の対象となる制度の概要、および関連する実証研究の紹介を主として行っている。第1章では、具体的に議論の対象となる意見陳述制度と被害者参加制度の概要、およびそれらの制度と量刑との関係についてなされている議論の状況を紹介した。また、これらの制度が量刑判断に及ぼす影響を検討するうえで有益であると考えられる日本の実証研究を紹介した。

第2章から第4章では、英米法圏における関連研究を紹介し、その知見を整理した。意見陳述制度や被害者参加制度が量刑判断に及ぼす影響を否定する議論の論拠として、英米法圏の関連研究が援用されることがあるため、そのような研究の知見について改めてレビューを加えたものである。第2章では、アメリカにおける実証研究を紹介し、第3章では、オーストラリアとイギリスにおける実証研究を紹介した。また、第4章では、陪審員の判断過程を分析するために心理実験の手法を応用して行われている模擬裁判研究について紹介した。

第5章では、以上までに紹介した実証研究の知見を整理し、現時点までにどの程度のことかが明らかにされているかを示した。まず、日本における実証研究は、徐々に蓄積されてきているものの、さらなる実証研究を要することを指摘した。また、英米法圏の実証研究を根拠として意見陳述制度や被害者参加制度の量刑判断への影響を否定する議論があるが、これらの議論における英米法圏の実証研究の理解には不十分な点があること、および英米法圏における研究の対象となっている制度と日本における制度の違いを踏まえるならば、英米法圏の研究結果をそのまま日本の文脈に援用することは困難であることを指摘した。

第2部（第6章から第8章）では、被害者が刑事裁判に参加することが量刑判断に影響を与えるとすると、それはどのような過程によって生じるものであるのかを、心理学の理論に依拠しながら論じた。第6章では、法的に訓練を受けているわけではない市民が行う量刑判断過程を前提として、被害者の参加が量刑判断に影響を及ぼす過程を、分配的公正および応報的公正の心理学、帰属研究、感情の心理学、進化心理学等に依拠しつつ検討した。

もっとも、第6章の検討は一般市民の判断過程を前提としており、したがって裁判員の量刑判断過程を分析するうえで重要な意義を有するが、実際の裁判場面を念頭に置かならば、さらに検討すべき論点が残されている。第1に、法的な訓練を受け、日常的に量刑判断を行っている裁判官の量刑判断過程について検討する必要がある。第2に、適当な刑罰の重さに関する意識が形成される過程を超えて、具体的に特定された量刑判断（例えば、懲役12年のように特定された量刑判断）に至る心理的過程がどのようなものであるかについては、さらなる検討が必要である。第7章では、これらの問題に対応するべく、それぞれの論点については、裁判官と市民の認知枠組みの違いや、アンカリング効果といった点に注目しつつ検討を加えた。

第8章では、第6章と第7章の理論的検討を踏まえて、改めて第1部で紹介した実証研究の知見を整理し直した。第6章の理論的検討によれば、一般市民の量刑判断が被害者の参加によって影響を受ける心理的過程としては、犯罪に関する評価や、再犯可能性を含む被告人に対する評価、遺族や被害者への評価、そして被告人への怒りや被害者への同情といった感情的側面を媒介するものが候補として考えられることが示されていた。他方で、これまでの実証研究によれば、一般市民の量刑判断が被害者参加によって影響を受けるとしたら、犯罪に関する評価、被害者や遺族への評価、および被害者側への同情が媒介変数として作用している可能性が示されていることを指摘した。また、裁判官の量刑判断は、一般市民のそれよりも被害者参加による影響を受けにくいことが予想されるが、実刑と執行猶予とが争われるような判断場面では、依然として被害者参加の影響を受ける可能性が残されていることを第7章で論じた。ここでは、第1部で紹介した英米法圏での実証研究の知見が、その可能性と整合的な結果を示していることを指摘した。

第3部（第9章から第13章）では、筆者が独自に行った実証研究について紹介し、その含意を取りまとめている。第9章では、具体的な実証研究について紹介を行う前に、本論文が取り組むべき実証的課題を具体化する作業を行っている。すなわち、本論文の第一次的な課題は、意見陳述制度や被害者参加制度が量刑判断に影響を及ぼすか否かを明らかにすることにあるが、そのような制度固有の影響を示すためには、どのような実証的知見が示される必要があるのかを明確化した。制度固有の影響を示すために必要な知見の類型として、制度利用ないし制度導入によって法廷において一定の情報が顕出される確率が変動し、それに基づいて量刑判断が影響を受けるという直接型の影響、制度利用ないし制度導入によって一定の情報による量刑上の考慮のされ方が変化し、それに基づいて量刑判断が影響を受けるという交互作用型の影響、および、制度導入を契機として量刑の平均値に変動が生じる

という間接型の影響の3つを提示した。また、探索的な分析とならざるをえないが、意見陳述制度導入以前の犯罪被害の実態調査を用いて、直接型の影響を検証する余地がある情報の類型についても検討した。

第10章では、意見陳述制度や被害者参加制度が利用されたこと自体が、量刑判断に影響を及ぼしていると考えられるかどうかを検証することを目的とした模擬裁判研究の結果を紹介している。それによれば、殺人事件の遺族が被った影響や、被害者の人となり、遺族の厳罰意見といった情報自体が、実験参加者の量刑判断に影響を及ぼすことは示されたものの、意見陳述制度や被害者参加制度という制度が利用されたこと自体に起因する量刑判断への影響は見出されなかった。

第11章では、殺人事件の裁判に遺族が参加したときに、その遺族が法廷で表出する感情が量刑判断に影響を及ぼすか否かを検証するための模擬裁判研究を行った。その結果、遺族が冷静である場合よりも、怒りを表出している場合の方が、実験参加者は、過去の量刑傾向に比して重ためである自身の量刑判断を、過去の量刑傾向を参照した後でも維持しようとする傾向が強いことが示された。

第12章は、これまでの模擬裁判研究の手法を用いた研究とは異なり、自動車事故に起因する致死事件を対象とした事件記録調査の結果を紹介している。第2部の理論的考察においても触れたが、被害者参加が裁判官の量刑判断に影響を及ぼしているとする、刑期に関する判断場面よりも、実刑か執行猶予かを定める場面における方が、そのような影響を検出できる可能性は高いと考えられる。そこで、実刑か執行猶予かの二者択一的判断への影響に焦点を絞って分析を行ったが、意見陳述制度の利用が量刑判断に影響を与えている可能性を示す知見を見出すことはできたものの、それを制度固有の影響と評価できるか否かについては留保が必要であることが示された。

第13章では、ここまでで紹介した独自の実証研究の成果だけでなく、第1部における先行研究の整理、および第2部における理論的考察の成果を踏まえて、本書が提示した課題についての回答を示している。まず、意見陳述制度や被害者参加制度が量刑判断に影響を及ぼしているか否かであるが、これらの制度固有の影響を実証的な根拠をもって示すことは困難であり、現在までに、そのような影響を明確に示す研究結果は得られていないことを指摘した。しかし、これまでの研究、および筆者独自の研究によるならば、制度による影響は示されていないものの、被害者による裁判参加の諸要素が量刑判断に影響を与えていること自体は否定できず、実際の裁判の運用においてそれらをどのように扱うべきかについては、個別的に検討していく必要があることを指摘した。そのような個別的な影響として、どのようなものがあり得るかを、これまでの研究成果を踏まえていくつか指摘し、また今後の研究課題として重要な点を取りまとめた。

以上のとおり、本論文は、意見陳述制度や被害者参加制度の当否を量刑判断への影響という観点から議論することの困難性を示す一方で、被害者が刑事裁判に関わる際に具体的に注意すべき諸要素を明らかにした。それによって、被害者と刑事裁判の関わり方について

論じる際に考慮すべき実証的知見を提供することができたと考える.